

表 彰 細 則

昭和 57 年 1 月 21 日制定
平成 2 年 11 月 21 日改正
平成 19 年 4 月 21 日改正
平成 19 年 6 月 15 日改正
平成 20 年 4 月 26 日改正

第 1 条 摩擦接合技術協会の表彰は次の 4 種類とし、以下に規定する。

1. 功績賞
2. 貢献賞
3. 実用化優秀工場表彰
4. 技術功労者顕彰

第 2 条 本表彰を受ける適当な候補者がいないときはその年度の表彰はしない。

第 3 条 本表彰に関する経費は通常の会費から支出する。

第 4 条 本細則の改廃は理事会において決定する。

1. 功績賞

第 1 条 本賞は永年にわたり本会に関し特別の功績のあった個人に対し授賞する。本賞は表彰状に功績賞の文字を明記して顕彰し、記念品を贈る。

第 2 条 本賞を受けるものは次の方法で決定する。

1. 賞を受けるものは本会会員であることとする。
2. 授賞候補の推薦人は理事とし、必要の都度推薦理由を本会会長に提出するものとする。
3. 推薦があったときは、次回理事会案に上程して選考を行う。
4. 選考は討論の後、無記名投票を行い、理事全数の 3 分の 2 以上得票したものを授賞する。

第 3 条 本章の授賞は定時総会または研究会の機会に行う。

2. 貢献賞

第 1 条 本賞は永年にわたり本会に関し特別の貢献のあった団体または個人に対し授賞する。本賞は表彰状に貢献賞の文字を明記して顕彰し、記念品を贈る。

第 2 条 本賞を受けるものは次の方法で決定する。

1. 賞を受けるものは本会会員であることを要しない。
2. 授賞候補の推薦人は理事とし、必要の都度推薦理由を本会会長に提出するものとする。
3. 推薦があったときは、次回理事会議案に上程して選考を行う。
4. 選考は討論の後、無記名投票を行い、理事全数の過半数の得票をした者を受賞者とする。

第3条 本賞の表彰は定時総会または研究会の機会に行う。

3. 実用化優秀工場表彰

第1条 本表彰は摩擦接合技術の奨励・拡大と実用化奨励・顕彰の目的で、優秀工場に授賞する。本表彰は以下の2種類とし、表彰状と記念品を贈る。

1. 協会賞（1件以内を原則とする）

本表彰は高度の技術水準にあり、かつ独創性のある製品を実用化し、本法の適用分野の拡大に貢献した工場に対し授賞する。本表彰は表彰状に協会賞の文字を明記して顕彰し、記念品を贈る。

2. 奨励賞（3件以内を原則とする）

本表彰は顕著な生産実績を挙げ、製品の品質向上と信頼性の確立に貢献した工場、また表彰対象製品が試作の段階に留まっても、その開発技術が一般の製品に有効に活用できるものであればその技術を開発した工場に対して授賞する。

第2条 本表彰を受けるものは次の方法で決定する。

1. 表彰を受けるものは、以下の要領で本会会長に申告する。

イ. 会告により、会員による自薦または他薦の申告を求める。

ロ. 他薦の際は、被対象者は会員であることが望ましいが、非会員を排除するものではない。但し、この際は原則として本会に入会することを条件とする。

ハ. 会告による申告の書式は別に定める。

2. 表彰の決定は以下の手続きによる。

イ. 申告を受けると、会長は選考委員会に検討を諮問する。

ロ. 選考委員会の答申を得て、理事会において表彰を決定する。

3. 選考委員会の構成及び機能は以下の通りとする。

イ. 選考委員は理事会において、その都度、理事の中から選出する。

ロ. 選考委員は、委員長を互選して選考委員会を行い、委員長は諮問に対しその採否と賞の種類を会長に答申するものとする。

選考委員会は必要に応じて実地調査を行う。

なお、被表彰対象に係る委員はその議題についての選考に加わらない。

ハ. 選考委員は会員に公表しない。

第3条 本表彰の授賞は定時総会で行うことを原則とする。

4. 技術功労者顕彰

第1条 本賞は永年にわたり摩擦接合技術に従事し、熟練者として優れた技能を有する個人に対し顕彰する。本賞は表彰状に技術功労者顕彰の文字を明記して表彰する。

第2条 本顕彰を受けるものは次の方法で決定する。

1. 顕彰を受けるものは、以下の要領で本会会長に申告する。
 - イ. 会告により、会員による自薦または他薦の申告を求める。
 - ロ. 賞を受けるものは本会会員であることとする。
2. 顕彰者の決定は以下の手続きによる。
 - イ. 申告を受けると、会長は選考委員会に検討を諮問する。
 - ロ. 選考委員会の答申を得て、理事会において顕彰を決定する。
3. 選考委員会の構成及び機能は以下の通りとする。
 - イ. 選考委員は理事会において、その都度、理事の中から選出する。
 - ロ. 選考委員は、委員長を互選して選考委員会を行い、委員長は諮問に対しその採否を会長に答申するものとする。
 - ハ. 選考委員は会員に公表しない。

第3条 本表彰は定時総会または研究会の機会に行う。